

次世代育成支援 後期行動計画

Action Plan



平成 22 年 3 月
北海道初山別村

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 基本理念及び基本的視点	4
(1) 基本理念	4
(2) 基本的視点	4
4. 計画期間	6

第2章 本村の現状

1. 人口・世帯の状況と将来予測	9
(1) 少子化の動向	9
(2) 将来人口推計	12
2. 就労の状況	13
(1) 男女別就労状況	13
3. 子育て支援の状況	14
(1) 保育所の状況	14
(2) 児童虐待の現状	14
(3) 児童手当等の現状	15
(4) 母子保健事業の状況	15
4. 次世代育成支援に関する二一ズ調査	16
(1) 調査概要	16
(2) 調査結果	17

第3章 基本計画

1. 基本理念	31
2. 施策の体系図	32
3. 実施施策	33
(1) 地域における子育て支援	33
(2) 母親並びに乳児および幼児の健康の確保及び増進	36
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	41
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	46
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	48
4. 数値目標	49
(1) 事業の数値目標	49

第4章 行動計画の推進体制

1. 行政	51
2. 家庭	51
3. 地域社会	51
4. 企業・職場	51
5. 各種団体	51

巻末資料

初山別村次世代育成支援対策推進協議会委員名簿	55
初山別村次世代育成支援対策推進協議会	56

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本村においても次世代育成支援対策の推進を図ってきたところであります。

しかしながら、平成17年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。このため、平成18年6月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化が図られてきました。

また、結婚や出産・子育てに関する要望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

このうち「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられたところです。

憲章においては、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとされました。

今後は、憲章の理念を踏まえ、仕事と生活の調和の推進に向けた具体的な取り組みを進めていくことが必要となります。

2. 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあっては、第8条第1項の市町村行動計画を策定することとされています。

また、行動計画策定指針においては①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるにあたって参酌すべき標準、④その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めるもの際の指針が示されています。

これらを踏まえ、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援に、計画的、総合的に取り組むための地域行動計画として「初山別村次世代育成支援地域行動計画」を策定し、同法第8条第1項における市町村行動計画と位置づけます。

また、市町村行動計画は母子保健分野における、計画対象、策定の趣旨、計画内容が地域行動計画に包括されることから、本計画を母子保健計画としても位置づけます。

3. 基本理念及び基本的視点

(1) 基本理念

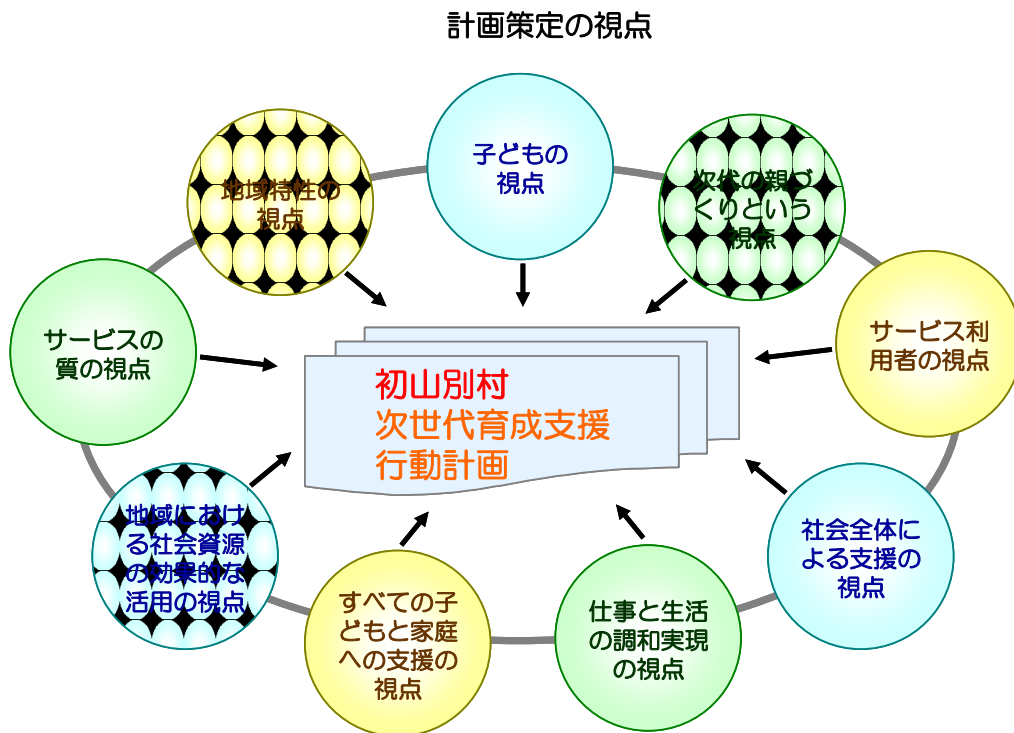
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行なう必要があります。

(2) 基本的視点

現在の社会経済情勢は、少子・高齢化の進行、高度情報化など大きく変化し、また生活の質的向上、価値観の多様化が進み、行政サービスや住民参加のあり方が重要視されています。

特に、深刻化する少子化の問題は、その要因・背景そのものが、一人ひとりの考え方や生活に深く関わっており、その影響が子ども自身や家庭にとどまらず、経済全般や社会保障、労働市場、国民生活にまで及ぶことが懸念されています。

したがって、以下に示す9つの視点に留意した計画策定が必要です。



1) 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国として、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。

このような中で、子育て支援サービス等の影響を受けるのは、もとより子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に享受されるよう配慮する必要があります。

2) 次代の親づくりという視点

現在の子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を育むことができるよう長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みが必要です。

3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るサービス利用者のニーズも多様化しており、また、個々の家庭の特性を踏まえる必要があります。

そこで、次世代育成支援対策の推進においては、多様なニーズに柔軟に対応すべく、サービス利用者の視点に立った総合的な取り組みが必要です。

4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、行政はもとより、企業や地域社会（コミュニティ）を含めた社会全体で協力して取り組む課題です。

そこで、様々な子育て支援の担い手が協働の認識を持ち、次世代育成支援対策の推進を図っていく必要があります。

5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するため、また少子化対策の観点からも重要な課題であることから、社会全体で推進することが重要です。

地域においては、企業や自治体などの関係者が連携して、地域の実情を踏まえた取り組みが必要です。

6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進する必要があります。

7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う子育てサークルなどの様々な地域活動団体、社会福祉協議会などの公的性のある民間事業者、児童委員などが活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者などがあります。加えて、子育て支援を通じて社会貢献を希望する高齢者や豊かな自然環境及び地域に受け継がれる伝統文化等があります。

こうした様々な地域の社会資源を充分かつ効果的に活用し、児童館や地域公民館等の各種、公共機関の活用を図ることすることが必要です。

8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが必要です。

このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の質的向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要です。

9) 地域特性の視点

自治体によって、人口構造、産業構造、社会資源などの地域特性の状況は様々であり、利用者のニーズ及び支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえ、主体的な取り組みを進める必要があります。

4. 計画期間

計画期間については、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年度を開始初年度とし、平成 21 年度までの 5 年間で第一期（前期計画）とします。また、前期計画に関する見直しを平成 21 年度に行ったうえで、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で第二期（後期計画）として策定することとします。

さらに、計画の期間中であっても様々な状況の変化により、見直しが生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
第一期（前期）行動計画期間				
				ニーズ調査・ 計画見直し
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第二期（後期）行動計画期間				

第2章

本村の現状

第2章 本村の現状

1. 人口・世帯の状況と将来予測

(1) 少子化の動向

1) 人口と世帯の推移

本村の人口は、平成2年には2,057人でしたが、平成17年には1,511人と減少傾向となっています。

世帯数についても、平成2年には725世帯だったものが、平成17年には633世帯と減少傾向となっています。

1世帯当たりの平均人員は平成17年で2.4人と年々、核家族化が進んでいます。

区分	人 口				世帯数	1世帯当たり の人口(人)
	総数(人)	男性	女性	増減率(%)		
平成 2 年	2,057	969	1,088	—	725	2.8
平成 7 年	1,928	915	1,013	▲6.3%	721	2.7
平成 12 年	1,764	856	908	▲8.5%	707	2.5
平成 17 年	1,511	730	781	▲14.3%	633	2.4

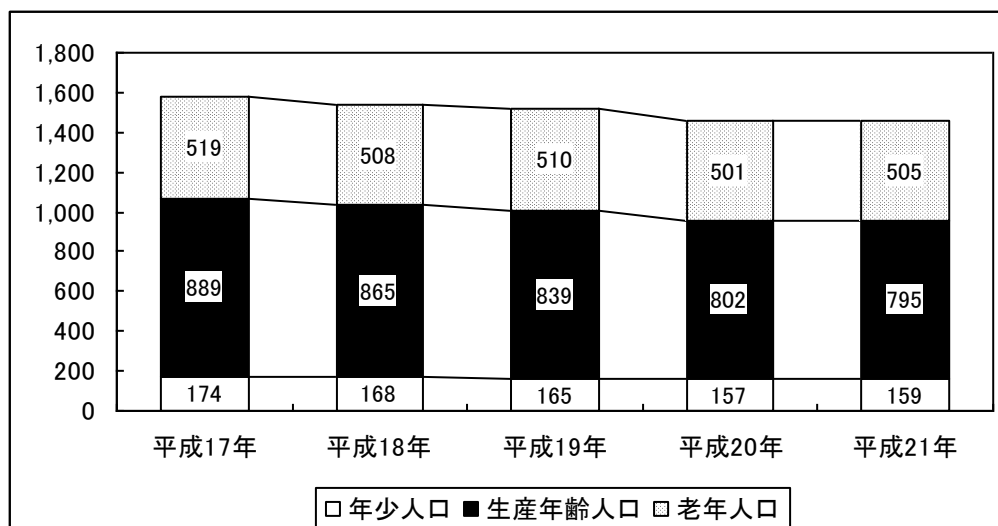
※資料：国勢調査

人口区分においては、老年人口と比較して年少人口、生産年齢人口の減少割合が大きいことから、本村においても高齢化が進んでいる状況が伺えます。

(単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
年少人口 (0～14 歳人口)	174	168	165	157	159
生産年齢人口 (15～64 歳)	889	865	839	802	795
老年人口 (65 歳以上)	519	508	510	501	505
総 人 口	1,582	1,541	1,514	1,460	1,459

※資料：住民基本台帳（各年4月1日）

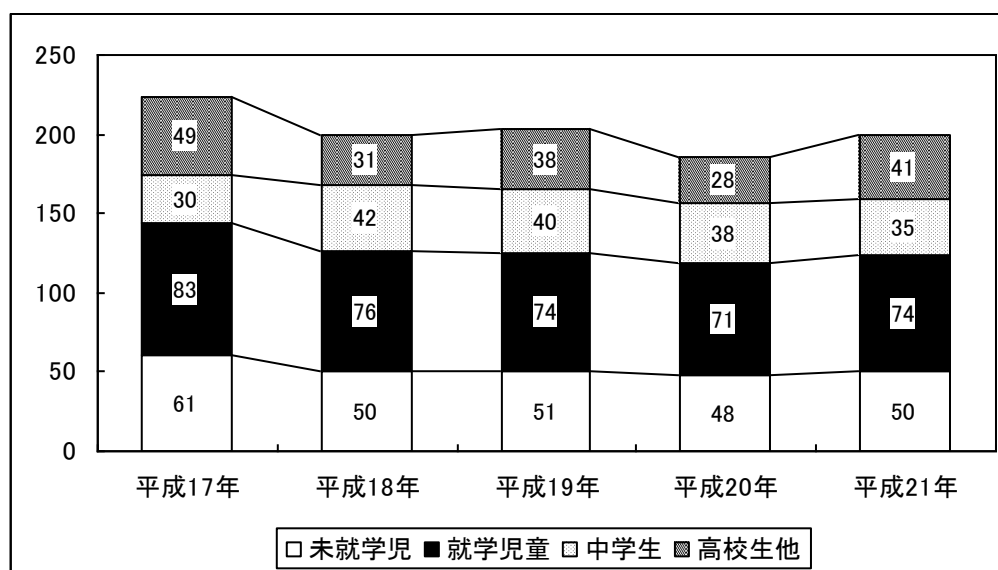


2) 児童人口

児童人口については、各年で変動はあるものの、平成17年には223人だったものが、平成21年には200人と減少しています。

	未就学児 (0～5歳)	就学児童 (6～11歳)	中学生 (12～14歳)	高校生他 (15～17歳)	児童人口 合計	増減率
平成17年	61	83	30	49	223	—
平成18年	50	76	42	31	199	▲10.8%
平成19年	51	74	40	38	203	2.0%
平成20年	48	71	38	28	185	▲8.9%
平成21年	50	74	35	41	200	8.1%

※資料：住民基本台帳（各年4月1日）



3) 人口動態

人口動態については、自然動態及び社会動態ともに減少傾向となっており、総じて総増減も減少傾向となっています。

（単位：人）

区分	自然動態			社会動態			総増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成16年度	9	18	▲9	45	76	▲31	▲40
平成17年度	6	13	▲7	55	90	▲35	▲42
平成18年度	6	12	▲6	69	90	▲21	▲27
平成19年度	12	12	0	36	90	▲54	▲54
平成20年度	7	18	▲11	61	51	10	▲1

資料：住民基本台帳（各年度4月～3月）

4) 母親の年齢別出生数

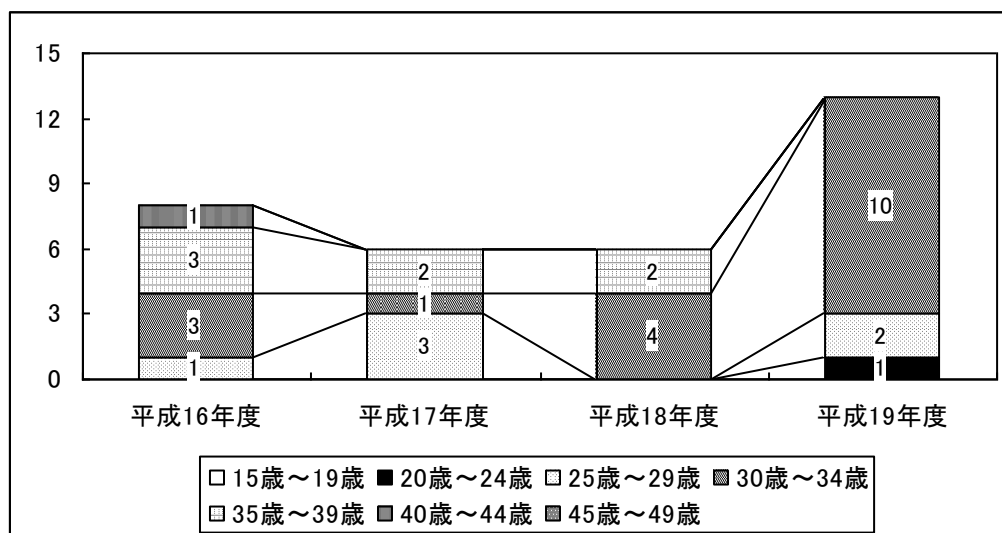
本村における出生数は、平成 16 年度は 8 人、平成 17 年度は 6 人、平成 18 年度は 6 人、平成 19 年度は 13 人となっており、推移にばらつきがみられます。

(単位：人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
15 歳～19 歳	0	0	0	0
20 歳～24 歳	0	0	0	1
25 歳～29 歳	1	3	0	2
30 歳～34 歳	3	1	4	10
35 歳～39 歳	3	2	2	0
40 歳～44 歳	1	0	0	0
45 歳～49 歳	0	0	0	0
合 計	8	6	6	13

資料：住民課

＝ 年齢別出生数 ＝



(2) 将来人口推計

以下に、平成 22 年から平成 26 年までの人口推計値を示します。

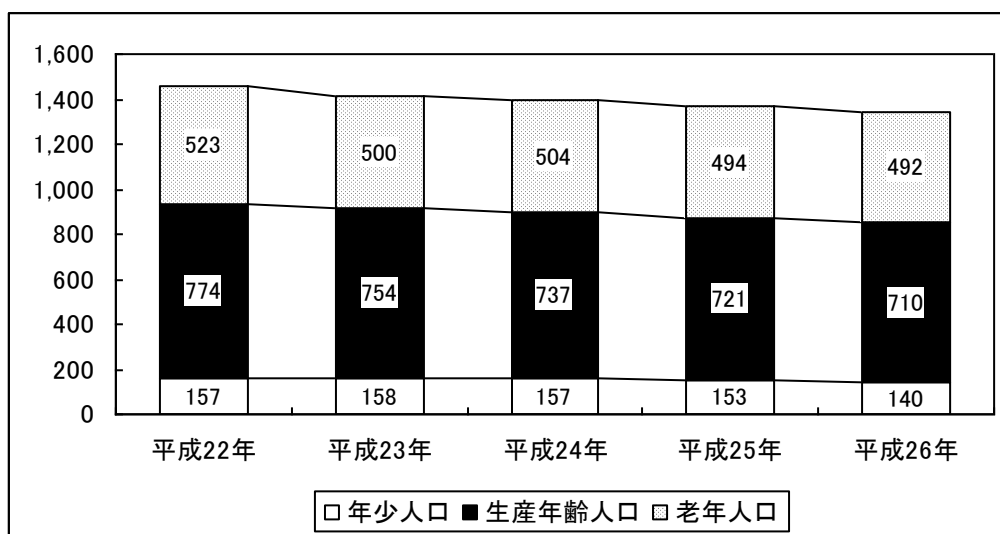
総人口については、今後も減少傾向が見込まれており、計画最終年の平成 26 年には 1,342 人程度と見込まれています。

また、人口区分についても、少子化の傾向は続くものと見込まれ、平成 26 年の年少人口は 140 人程度と見込まれています。

(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
年少人口(0～14 歳人口)	157	158	157	153	140
未就学児(0～5 歳)	51	53	58	60	43
小学生(6～11 歳)	68	60	53	54	64
中学生(12～14 歳)	38	45	46	39	33
生産年齢人口 (15～64 歳)	774	754	737	721	710
老年人口 (65 歳以上)	523	500	504	494	492
総人口	1,454	1,412	1,398	1,368	1,342

※推計ワークシートによる推計



2. 就労の状況

(1) 男女別就労状況

男性の就業者数は、平成12年に550人であったものが、平成17年では445人と105人減少し、就業率は75.5%から70.1%と4.4ポイント減少しました。

また、女性の就業者数も平成12年は361人であったものが、平成17年には301人と60人減少し、就業率も44.7%から42.9%と減少しています。

平成17年の女性の年齢別就業者の就業率は、20～24歳が85.7%と最も高く、次いで45～49歳が71.4%、40～44歳が68.2%の順となっています。

年度	平成12年度				平成17年度			
	男性		女性		男性		女性	
	就業者数	就業率	就業者数	就業率	就業者数	就業率	就業者数	就業率
15～19歳	4	13.8%	3	8.8%	2	8.7%	1	5.0%
20～24歳	27	77.1%	23	76.7%	14	93.3%	18	85.7%
25～29歳	49	96.1%	24	49.0%	23	65.7%	13	48.1%
30～34歳	41	93.2%	25	52.1%	37	92.5%	22	52.4%
35～39歳	47	94.0%	28	53.8%	40	88.9%	25	55.6%
40～44歳	47	92.2%	34	63.0%	47	87.0%	30	68.2%
45～49歳	57	90.5%	45	76.3%	42	82.4%	35	71.4%
50～54歳	61	93.8%	38	62.3%	56	94.9%	34	60.7%
55～59歳	51	92.7%	35	54.7%	52	89.7%	31	53.4%
60～64歳	51	78.5%	36	56.3%	33	80.5%	30	46.2%
65～69歳	50	73.5%	34	37.0%	36	64.3%	29	48.3%
70～74歳	39	66.1%	23	30.3%	40	65.6%	17	22.1%
75～79歳	22	41.5%	11	19.3%	13	29.5%	9	13.0%
80～84歳	3	13.0%	1	2.9%	10	26.3%	4	10.0%
85歳以上	1	5.9%	1	3.0%	0	0.0%	3	10.3%
合計	550	75.5%	361	44.7%	445	70.1%	301	42.9%

※資料：国勢調査

3. 子育て支援の状況

(1) 保育所の状況

保護者が働いていたり病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わり保育をすることを目的として設置された児童福祉施設（保育所）において、通常 11 時間以内の保育を行います。

現在 1 施設にて 25 人の保育を行っています。

保育所名(名称)		定員(人)	児童数(人)	開所時間
ふじみへき地保育所	公立	40	25	8:30～16:30

(2) 児童虐待の現状

平成 12 年 5 月に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待は保護者による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（子どもの生活の面倒を満足に見なかったり、子どもの育児をせず放置したりすること）、心理的虐待の 4 つのタイプに定義されています。こうした児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりでなく、児童が死に至るケースもあり深刻な社会問題となっています。

また、児童虐待はしつけどの区別がつきにくく、人目を避けて行われがちのため、DV（ドメスティック・バイオレンス）と同様、家庭の外部にいる人には見えにくく、悲惨な結果が生じてはじめて実態が明らかになることも多いという特徴があります。

表面化することなく、子供が著しい被害を被ってしまうことを防がなければなりません。児童虐待防止法は、その要請にこたえて、子供に接する機会の多い職種の人々（保健師・保育士、教職員や医師・弁護士など）に早期発見の努力を促すとともに、国民一般にも児童虐待を発見した場合に通告すべき義務を課しています（同法 5 条～7 条）

(3) 児童手当等の現状

児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として児童手当を支給しています。児童手当は、小学校修了前までの児童の養育者に対して所得が一定額未満の場合に支給されます。

- 3歳未満 : 10,000円
- 3歳以上 第1子・第2子 : 5,000円
- 第3子以降 : 10,000円

受給者数(平成20年度)	支給額(千円)
53	6,390

(4) 母子保健事業の状況

1) 乳幼児健康診査

生涯を通して最も成長発達が著しく、生活習慣の基礎形成期にあたる乳幼児期に、疾病や異常の早期発見のみならず、個々の状況に応じた適切な支援策を講じるため、月齢・年齢別の健康診査を実施しています。

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3~4ヶ月児健診	対象者数	34	21	23	23	16
	受診者数	32	18	20	21	15
	受診率	94	86	87	91	94
1歳6ヶ月児健診	対象者数	10	13	7	6	14
	受診者数	9	10	6	6	14
	受診率	90	77	86	100	100
3歳児健診	対象者数	13	13	9	9	4
	受診者数	10	11	8	8	4
	受診率	77	85	89	89	100

2) 乳幼児歯科健診

幼児の虫歯多発期である1歳6ヶ月、3歳を重点的に受診勧奨しています。

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳幼児歯科健診	対象者数	63	54	45	42	41
	受診者数	52	45	39	38	35
	受診率	83	83	87	91	85

4. 次世代育成支援に関するニーズ調査

(1) 調査概要

1) 調査目的

平成 21 年度の次世代育成行動支援計画(後期計画)の策定にあたり、既存データでは把握困難な、保育サービス等ニーズの把握、子育て支援に関する生活実態、意見・要望を調査・分析することにより、計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

2) 調査対象者

○就学前児童調査：0歳から5歳までの子どもがいる全世帯

○就学児童調査：小学1年生から6年生の子どもがいる全世帯

3) 調査方法

○就学前児童調査：保育所での配布及び郵送による配布・回収調査

○就学児童調査：小学校での配布・回収調査

4) 調査方法

平成 21 年 6 月

5) 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	39	29	74%
就学児童調査	59	50	85%

6) 集計上の注意

○ 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。

○ 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。

○ 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

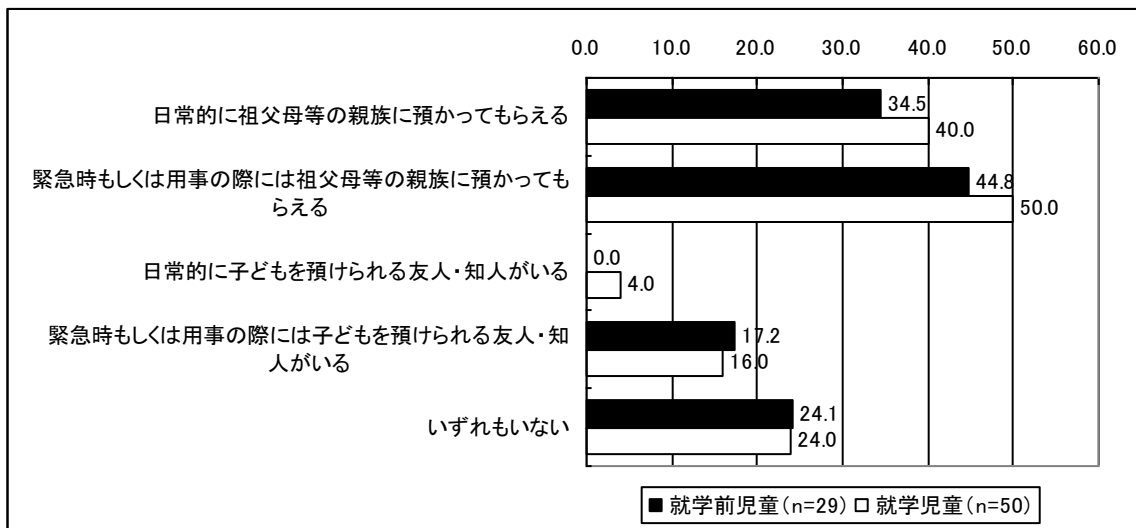
(2) 調査結果

1) お子さんの預かりについて

① 日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。

就学前児童、就学児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が44.8%、50.0%とそれぞれ最も多くなっています。

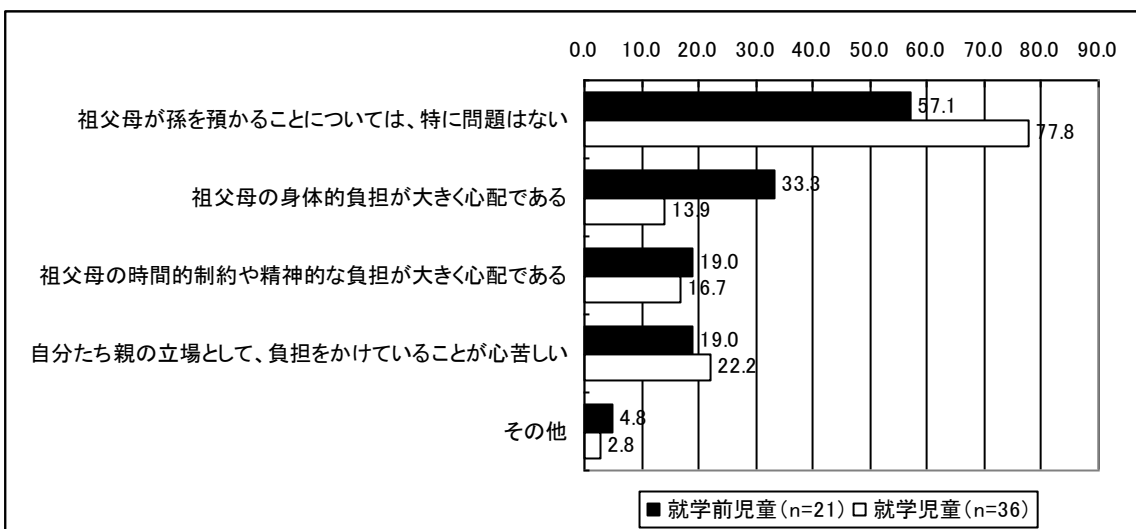
また、「いずれもない」と回答した人は、就学前児童で24.1%、就学児童で24.0%みられます。



② 祖父母に預かってもらうことで困難を感じることはありますか。

「祖父母が孫を預かることについては、特に問題はない」が就学前児童で57.1%、就学児童で77.8%とそれぞれ最も多くなっています。

また、就学児童と比較して、就学前児童ではやや預けにくいと感じている傾向がうかがえます。

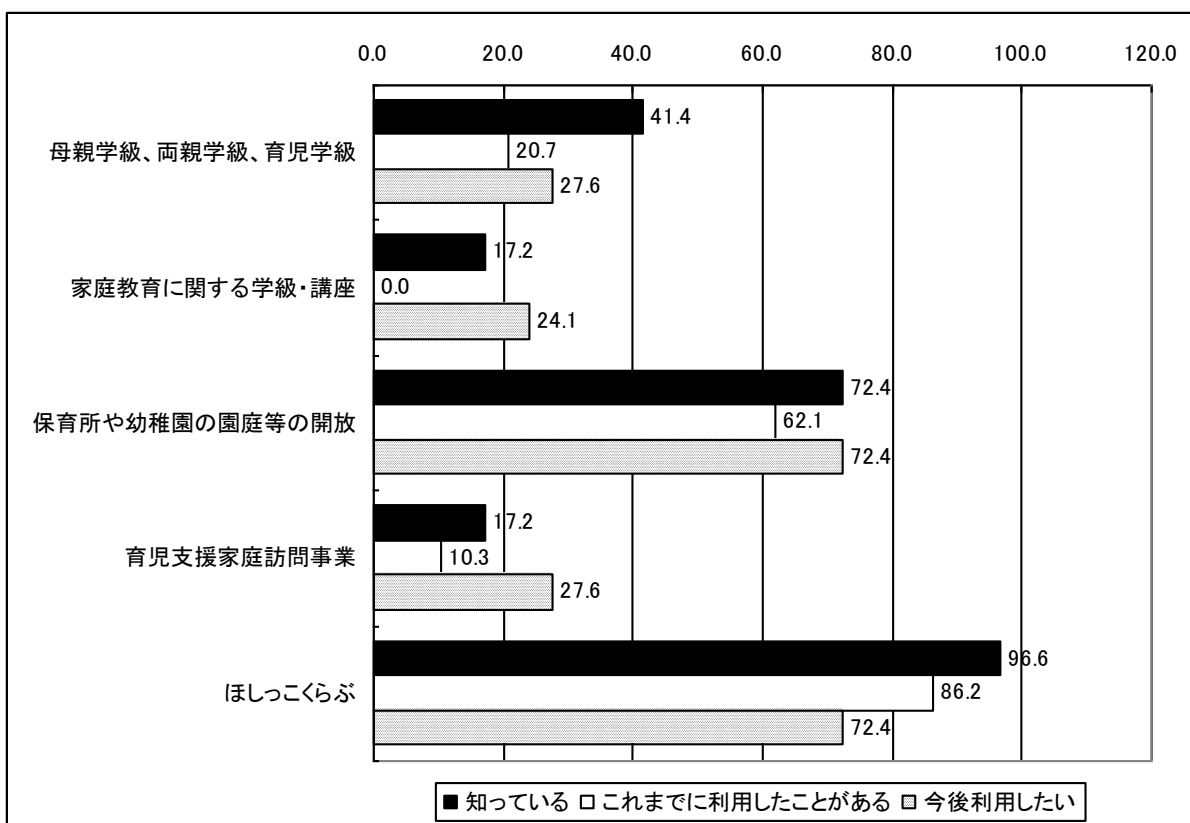


2) 子育て支援サービスの認知度・利用度について (就学前児童のみ n=29)

- ① 次のサービスを知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後、利用したいと思いますか。

認知度については、「ほしっこくらぶ」が最も多く 96.6%となっており、次いで、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(72.4%)、「母親学級、両親学級、育児学級」(41.4%)等となっています。

利用意向については、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「ほしっこくらぶ」が最も多く 72.4%となっており、次いで、「母親学級、両親学級、育児学級」「育児支援家庭訪問事業」(27.6%)等となっています。

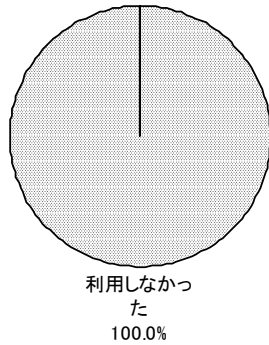


3) 育児休業制度の利用について (就学前児童のみ)

① 母親又は父親が育児休業制度を利用しましたか。

育児休業制度に関しては、「利用しなかった」の回答が100.0%となっています。

就学前児童 (n=29)

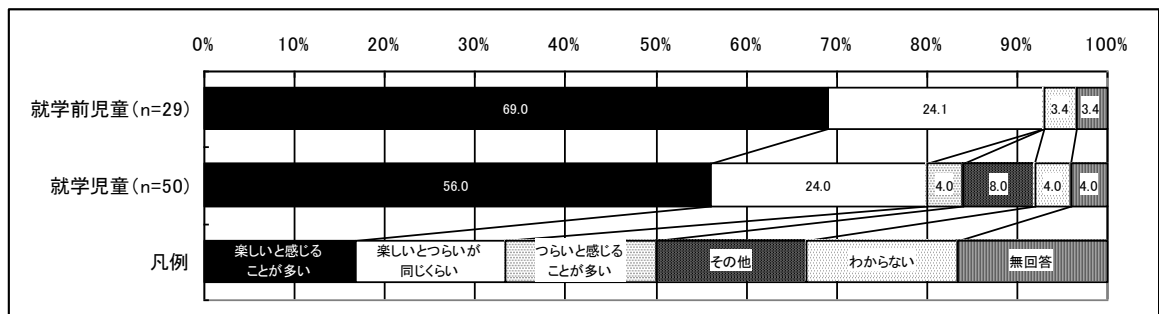


4) 子育てに関する不安や悩みについて

① 子育てが楽しいと感じることが多いと思いますか。

就学前児童、就学児童ともに「楽しいと感じることが多い」が69.0%、56.0%とそれぞれ最も高くなっています。

また、「楽しいとつらいが同じくらい」と感じている割合は、ともに2割以上となっています。

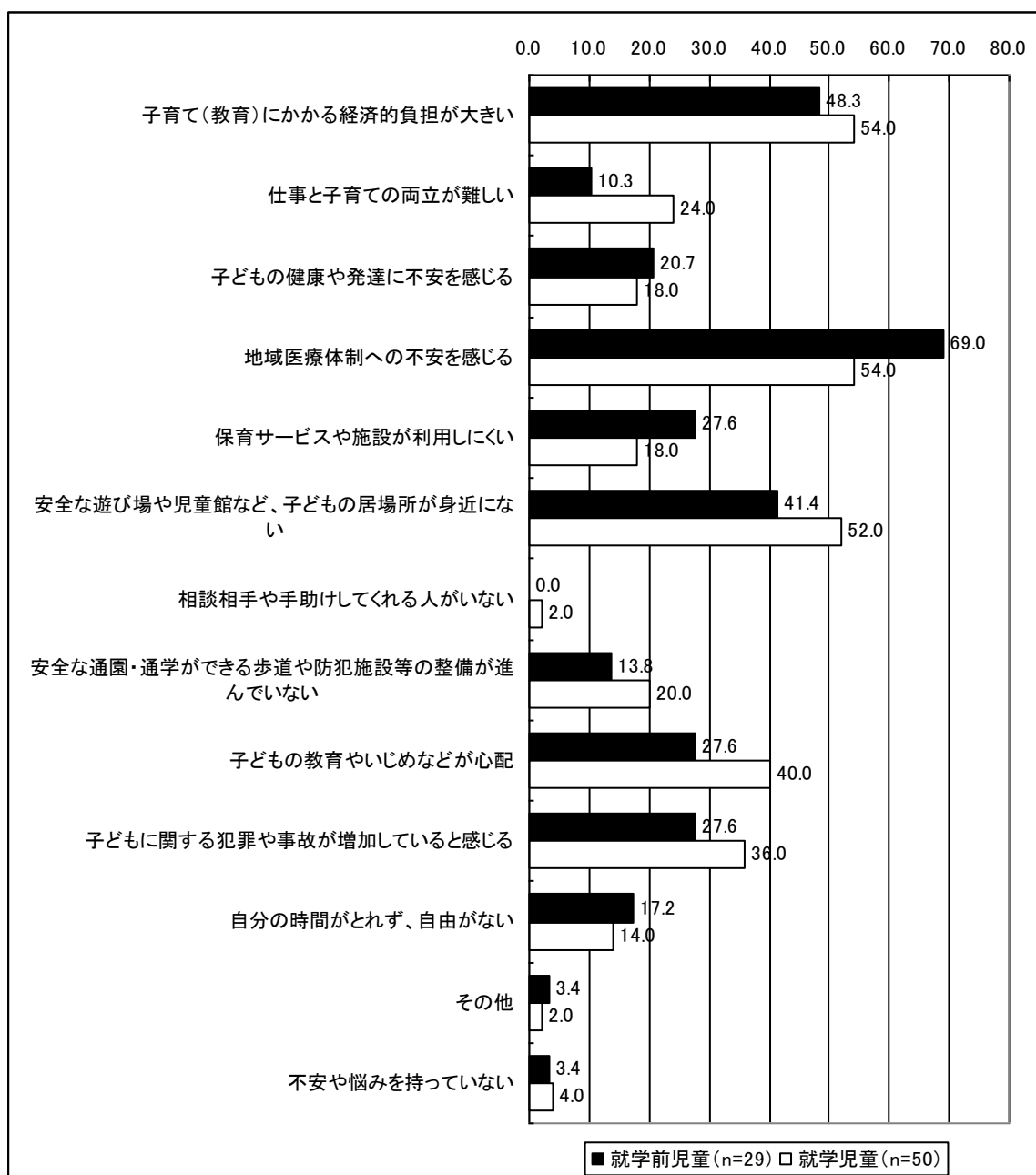


② あなたは、子育てをする上でどのような不安や悩みを持っていますか。

就学前児童、就学児童ともに「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」「地域医療体制への不安を感じる」が多くなっています。

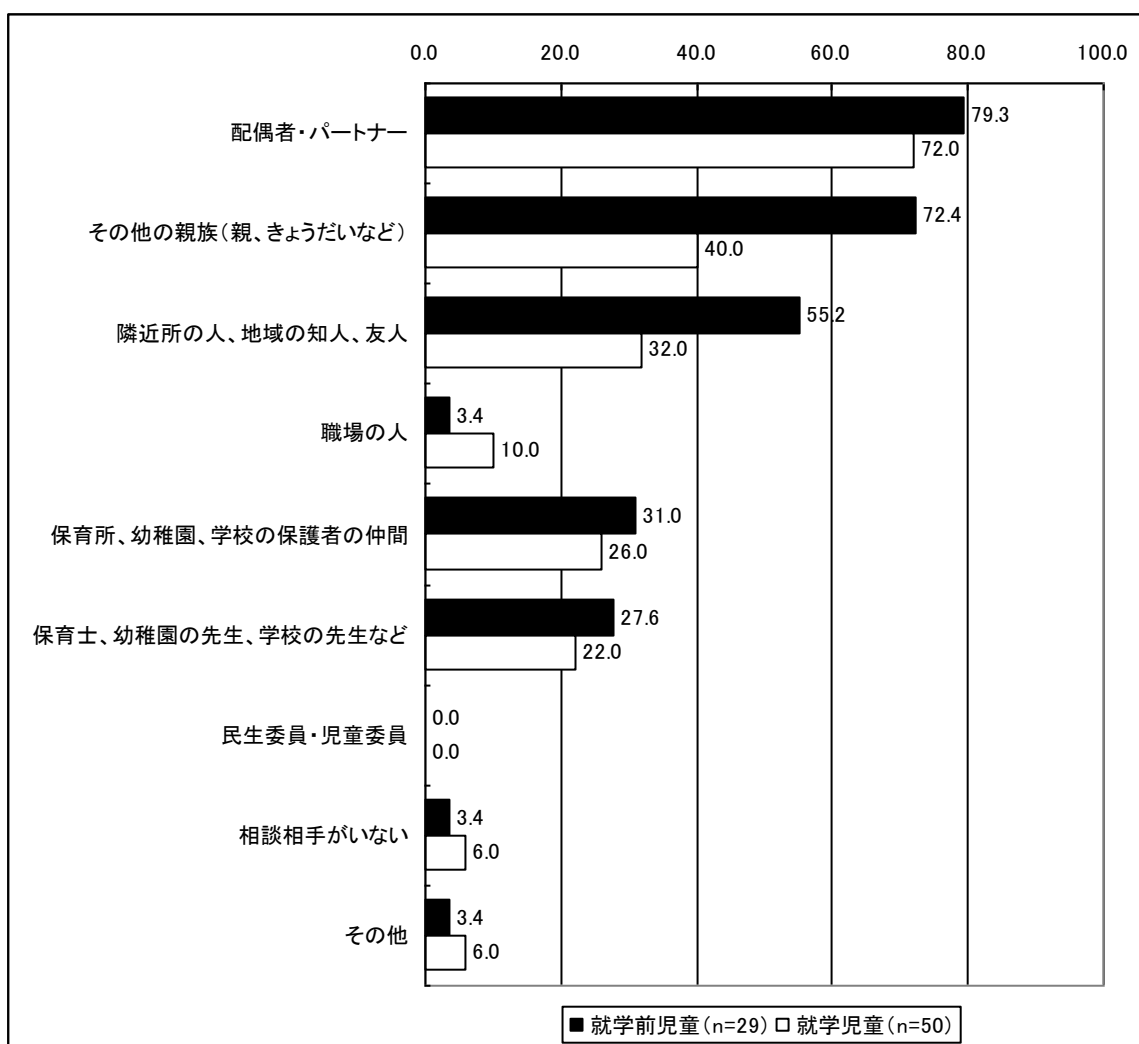
また、他の回答に関しても、ほぼ同様の傾向となっています。

	就学前児童	就学児童
1位	地域医療体制への不安を感じる(69.0%)	子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい 地域医療体制への不安を感じる(54.0%)
2位	子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい (48.3%)	安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が 身近でない(52.0%)
3位	安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が 身近でない(41.4%)	子どもの教育やいじめなどが心配(40.0%)



- ③ 身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していらっしゃいますか。
 就学前児童、就学児童ともに、ほぼ同様の傾向が見られ「配偶者・パートナー」「その他の親族（親、きょうだいなど）」が多くなっており、身近な人への相談が多くなっていきます。

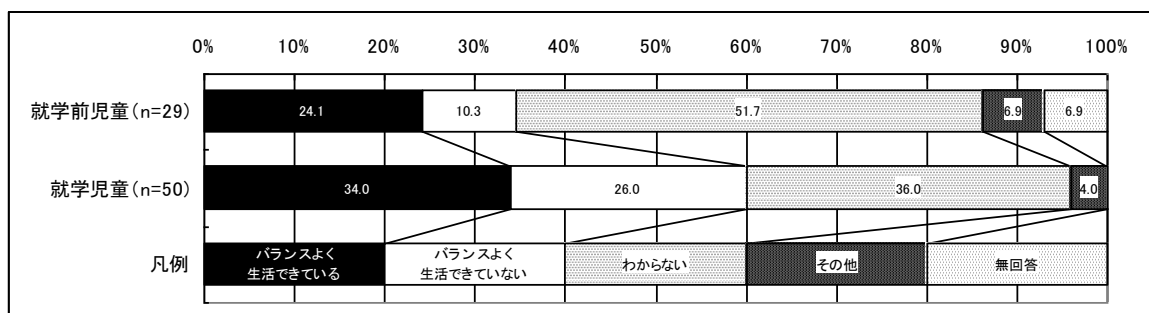
	就学前児童	就学児童
1位	配偶者・パートナー(79.3%)	配偶者・パートナー(72.0%)
2位	その他の親族(親、きょうだいなど) (72.4%)	その他の親族(親、きょうだいなど) (40.0%)
3位	隣近所の人、地域の知人、友人(55.2%)	隣近所の人、地域の知人、友人(32.0%)



5) 仕事と生活の調和について

① あなたは生活の中で「仕事」と「生活」をバランスよく生活できていると感じますか。

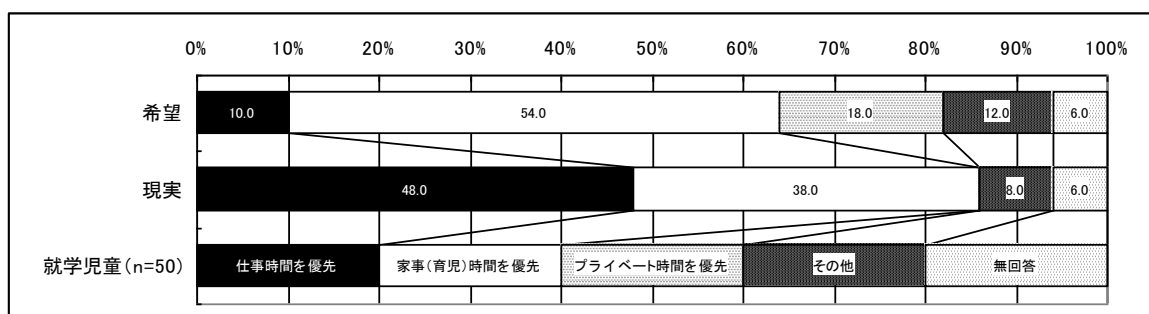
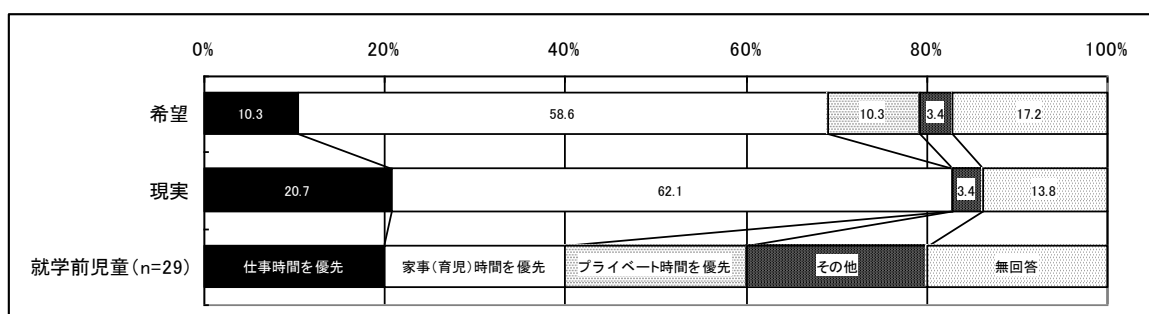
就学前児童、就学児童ともに、「バランスよく生活できている」が、「バランスよく生活できていない」より高くなっています。



② 「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度を「希望」と「現実」についておたずねします。

就学前児童、就学児童ともに、「仕事時間を優先」が「希望」より「現実」で高くなっています。

また、就学前児童、就学児童ともに、「プライベート時間を優先」の「希望」はあるものの、「現実」では「プライベート時間を優先」の回答はありませんでした。

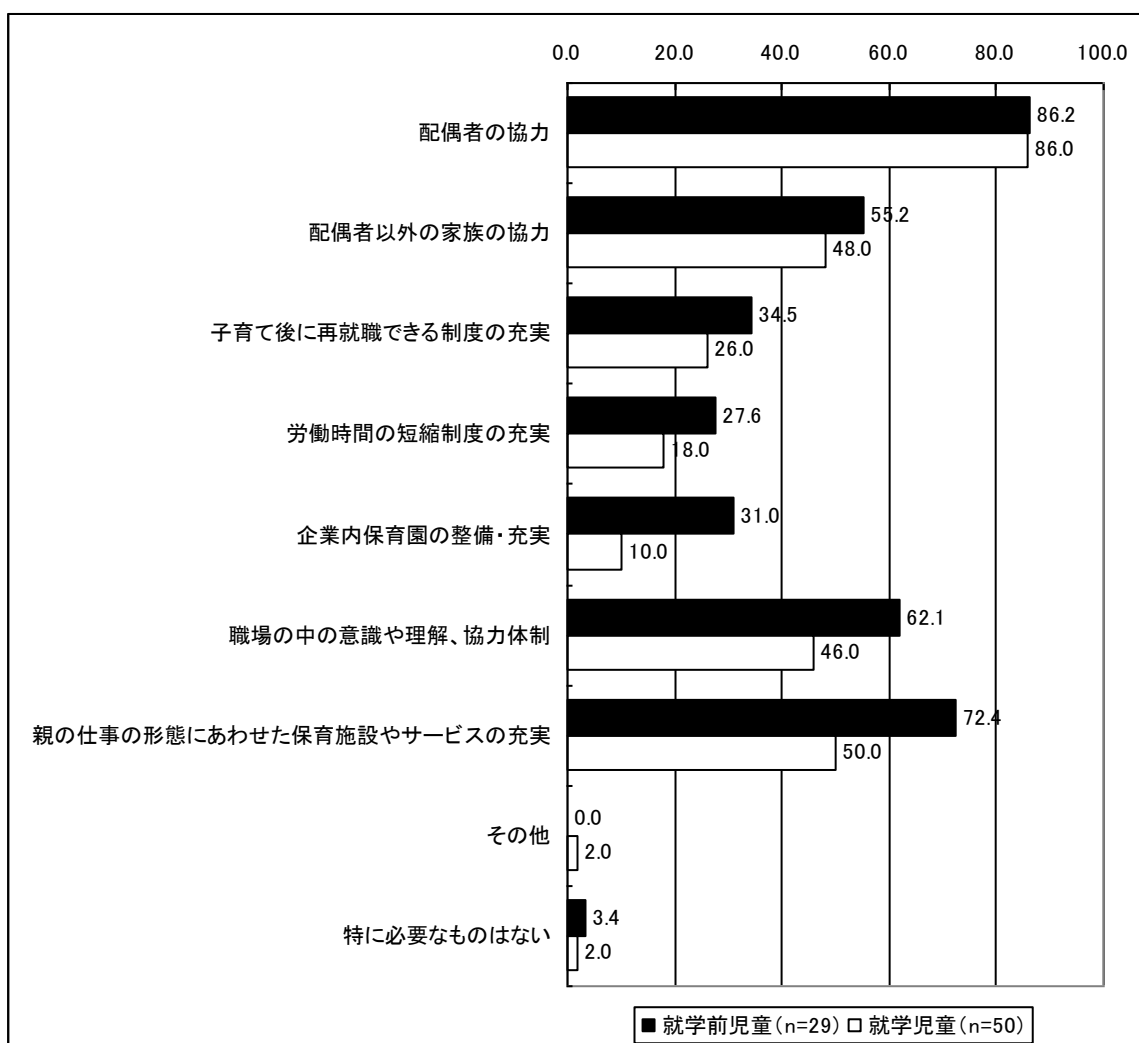


③ 仕事と子育てを両立させるためには何が重要だと思いますか。

就学前児童、就学児童ともに、ほぼ同様の傾向が見られ「配偶者の協力」が、最も多くなっています。

「職場の中の意識や理解、協力体制」も、多くなっていることから、企業、事業所への働きかけ等も重要と考えられます。

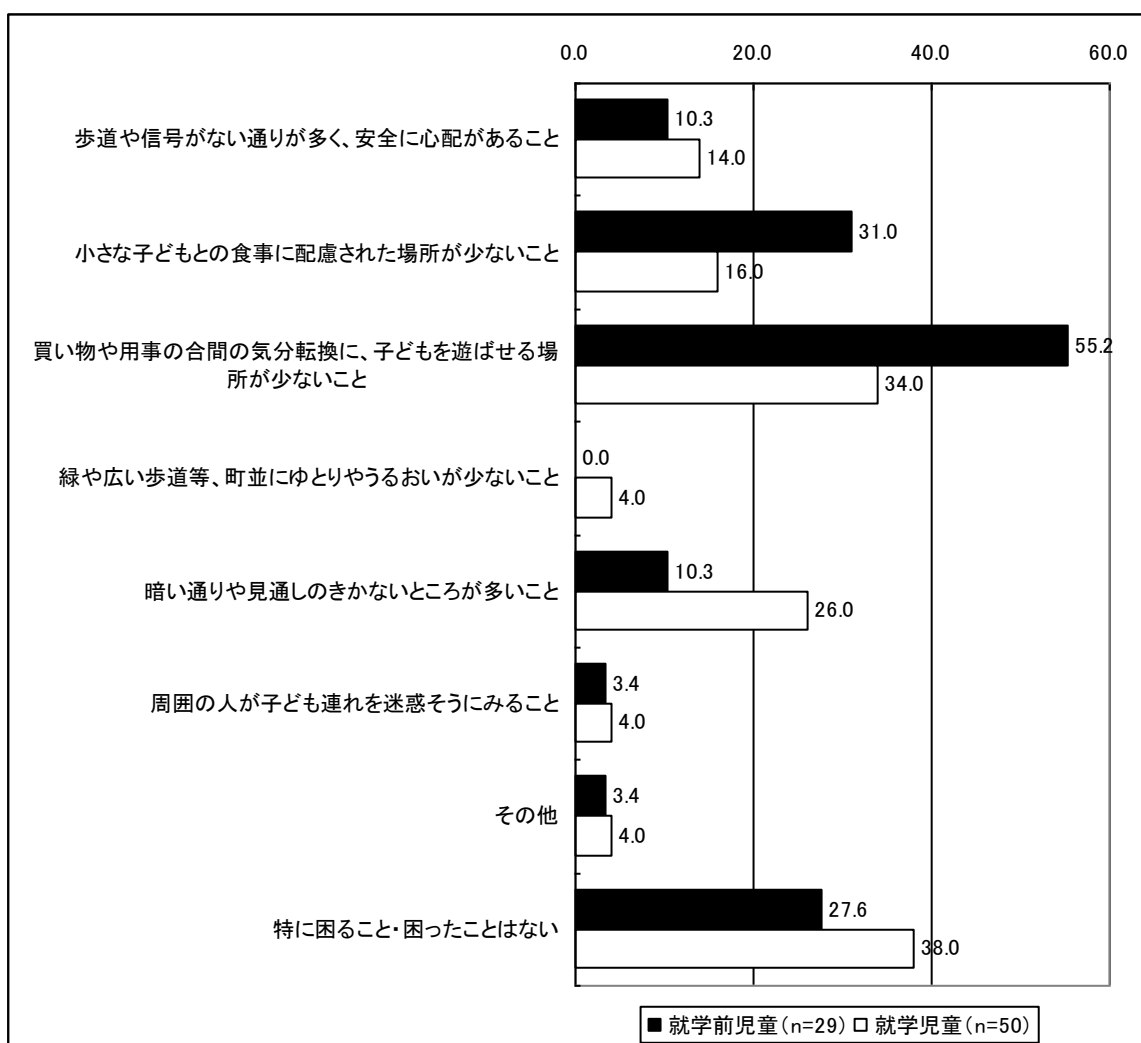
	就学前児童	就学児童
1位	配偶者の協力(86.2%)	配偶者の協力(86.0%)
2位	親の仕事の形態にあわせた保育施設やサービスの充実(72.4%)	親の仕事の形態にあわせた保育施設やサービスの充実(50.0%)
3位	職場の中の意識や理解、協力体制(62.1%)	配偶者以外の家族の協力(48.0%)



④ 子どもとの外出の際に、困ること・困ったことは何ですか。

就学前児童、就学児童ともに、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ないこと」が、多くなっています。

	就学前児童	就学児童
1位	買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ないこと(55.2%)	特に困ること・困ったことはない(38.0%)
2位	小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ないこと(31.0%)	買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ないこと(34.0%)
3位	特に困ること・困ったことはない(27.6%)	暗い通りや見通しのきかないところが多いこと(26.0%)

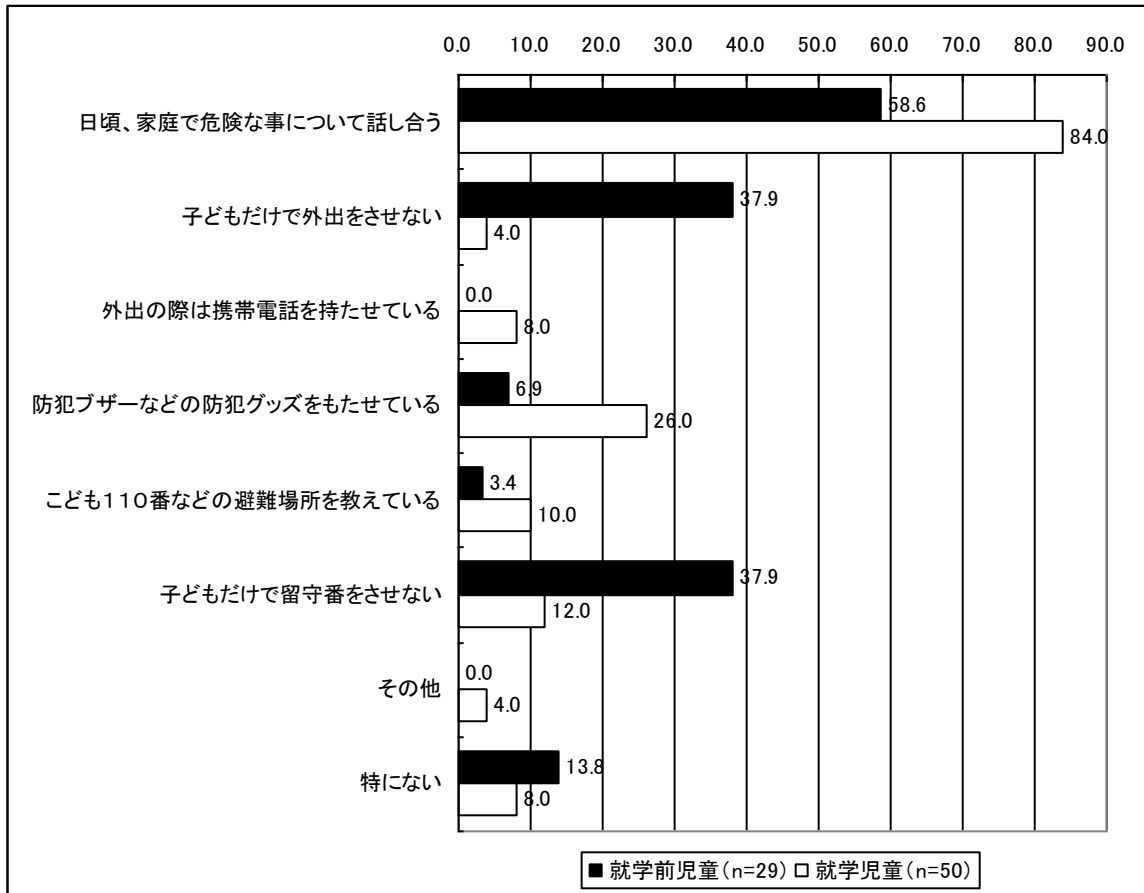


6) 子どもの安全について

① 子どもが犯罪に巻き込まれないために気をつけていることがありますか。

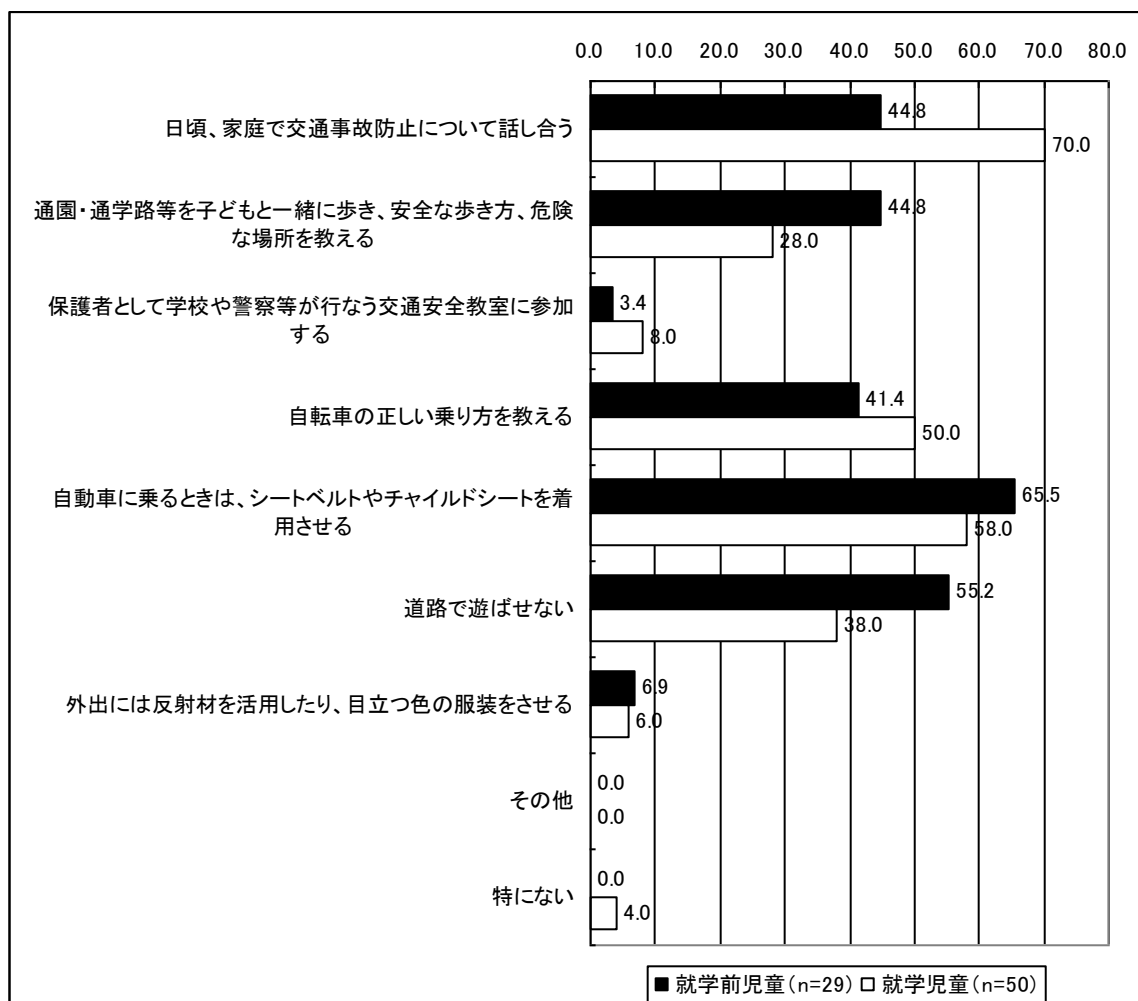
就学前児童、就学児童ともに「日頃、家庭で危険な事について話し合う」の回答が58.6%、84.0%と最も多くなっています。

就学前児童では「子どもだけで外出をさせない」「子どもだけで留守番をさせない」の回答が多くなっています。



② 子どもを交通事故等から守るため、日頃心がけていることがありますか。

就学前児童では「自動車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを着用させる」、就学児童では「日頃、家庭で交通事故防止について話し合う」の回答が最も多くなっています。

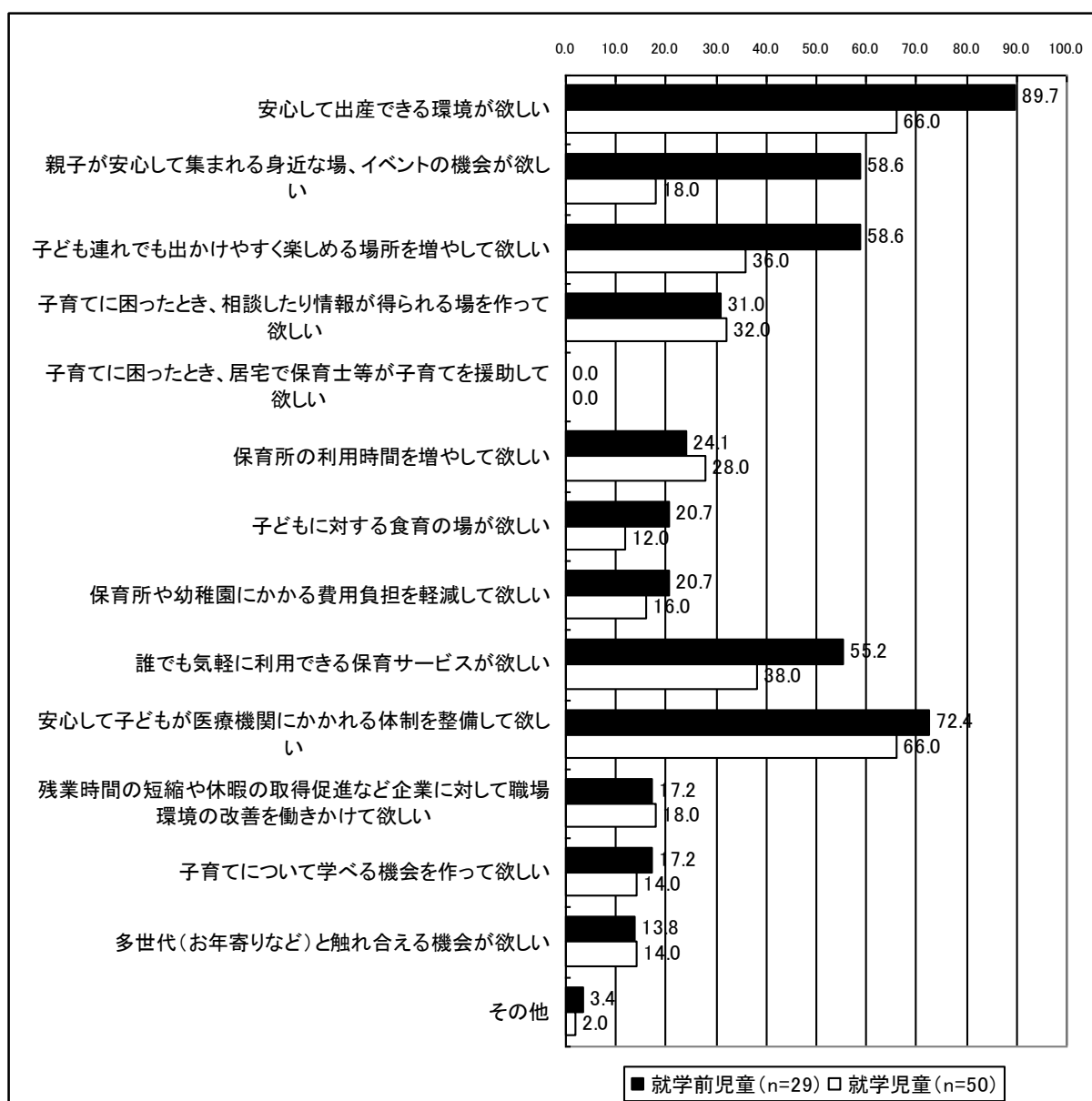


7) 子育て支援策について

① あなたが必要だと思う子育て支援策は何ですか。

就学前児童、就学児童ともに、「安心して出産できる環境が欲しい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の回答が多くなっています。

	就学前児童	就学児童
1位	安心して出産できる環境が欲しい(89.7%)	安心して出産できる環境が欲しい(66.0%) 安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい(66.0%)
2位	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい(72.4%)	誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい(38.0%)
3位	親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい(58.6%) 子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい(58.6%)	子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい(36.0%)

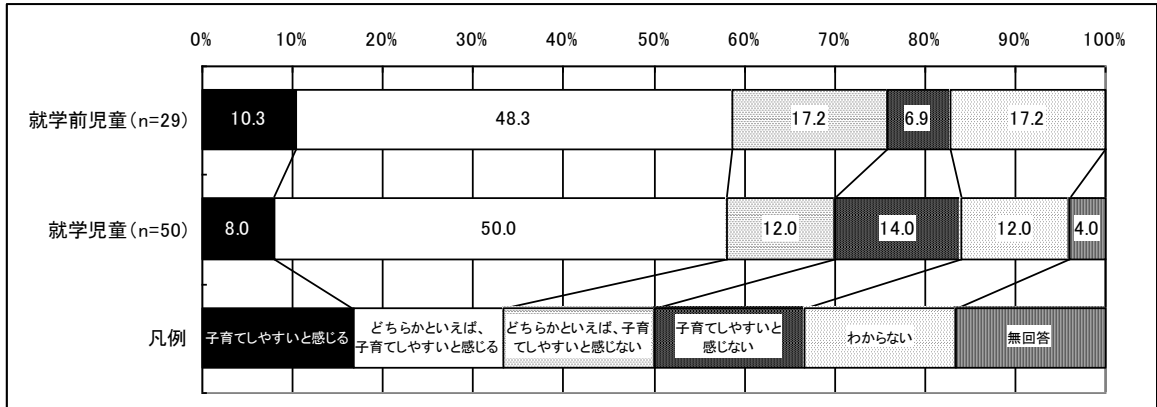


8) 子育てのしやすさについて

① あなたは、本村は子育てがしやすいまちだと感じますか。

「子育てしやすいと感じる」「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」をあわせた「子育てをしやすい」の回答が、就学前児童で58.6%、就学児童で58.0%となっています。

また、「どちらかといえば、子育てしやすいと感じない」「子育てしやすいと感じない」をあわせた「子育てをしやすいと感じない」の回答が、就学前児童で24.1%、就学児童で26.0%となっています。



第3章

基本計画

第3章 基本計画

1. 基本理念

本計画の策定については、平成16年度に策定した前期計画「初山別村 次世代育成支援行動計画」を見直し、関係各課及び関係機関において、施策の評価及び課題の抽出を行いました。

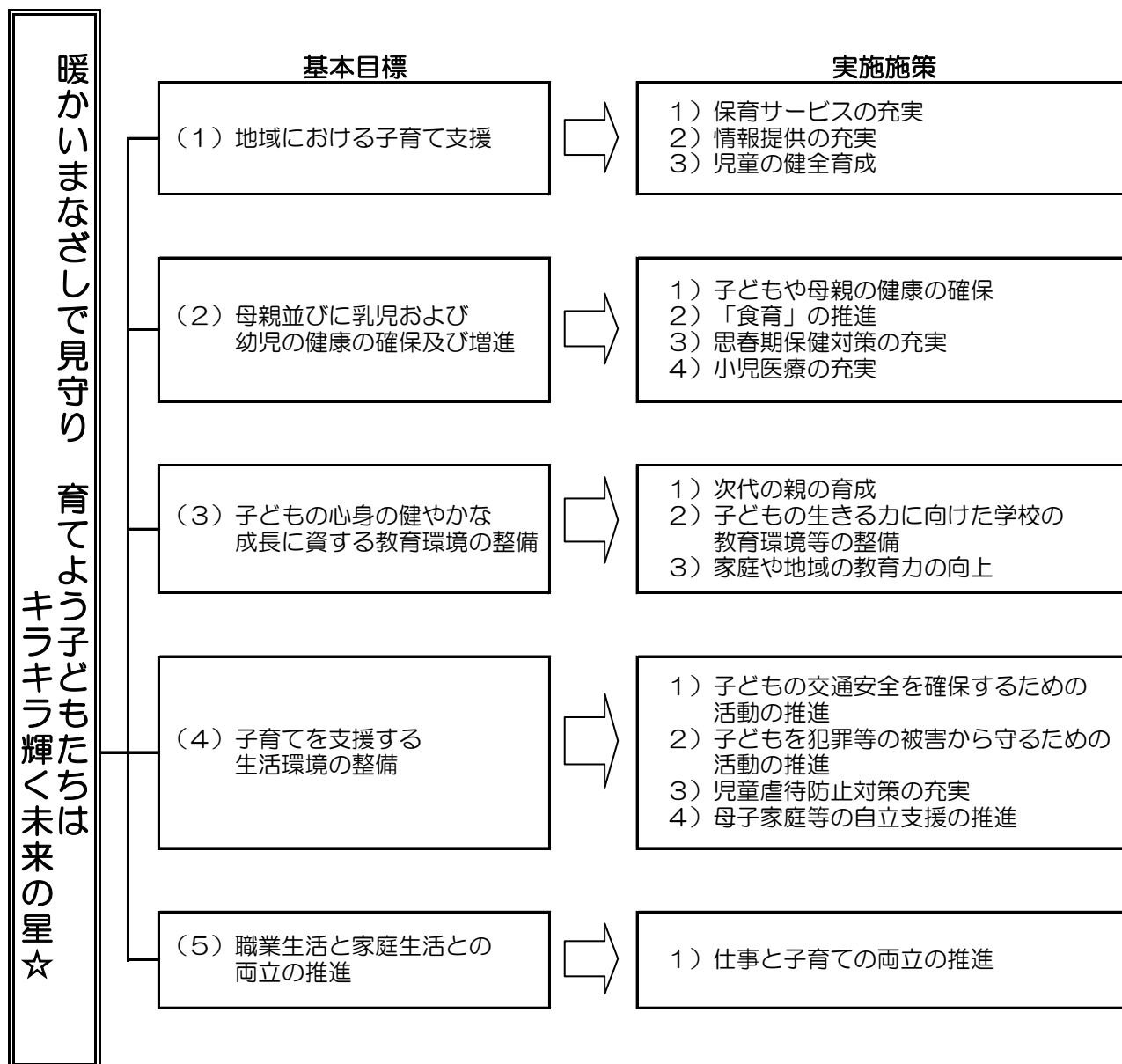
本村の現状及びアンケート調査結果等を踏まえ、本計画では前期計画の施策について、今後も同様に継続していく施策と改善点のある施策にわけ、継続していく施策については今後も現状維持及び更なる改善を、また、改善点のある施策については早急に課題を解決するように今後の方針を定めました。

また、策定委員会による協議の結果、「暖かいまなざしで見守り 育てよう 子どもたちはキラキラ輝く未来の星☆」を、後期計画の基本理念として定めました。

基本理念

**暖かいまなざしで見守り 育てよう
子どもたちはキラキラ輝く未来の星☆**

2. 施策の体系図



3. 実施施策

(1) 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう支援を行うため地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用した取り組みを推進します。

1) 保育サービスの充実

① 保育サービスの充実

【実施事業】

へき地保育所		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>保育サービスについては、平成 18 年度から 30 分間延長し 8 時 30 分から 16 時 30 分までの保育時間とし、現在 2 歳 6 箇月児からの受け入れとしています。</p> <p>地域をめぐる様々な社会情勢は年々変化しており、保護者等の意向や生活実態を十分にふまえ、対応できうる保育体制について状況を見極めながら対応することとし、サービスの提供体制を整備します。</p>	
今後の方針	個々のニーズに応じたサービス提供に努めます。	

障害児保育事業		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>集団保育が可能な障害を有する児童を受け入れ、健全な社会性の成長発達を促進します。</p> <p>平成 18・19 年度で 4 名の受け入れを行いました。</p>	
今後の方針	障がいの特性に配慮した、保育の充実に努めます。	

② 保育サービスに関する積極的な情報提供

【実施事業】

保育サービスに関する広報活動		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、積極的な情報の提供を行います。</p>	
今後の方針	今後も、保育サービスについて「えんだより」等で、きめ細かな情報提供をしていきます。	

2) 情報提供の充実

① 子育て支援及び男女共同参画関係情報提供の充実

【実施事業】

子育て支援及び男女共同参画関係情報の提供		継続
担 当 課	教育委員会	
事 業 概 要	<p>子育て支援及び男女共同参画関係情報を各種機関・団体から寄せられる紙面等で村民に周知します。</p> <p>また、自然交流センター内ロビーにおいて、関係パンフ等の据置を行っています。</p>	
今後の方針	<p>今後も継続して、子育て支援及び男女共同参画関係情報を地域の皆さんに十分周知されるよう、ブックスタート事業等も利用し、情報提供を行います。</p>	

3) 児童の健全育成

① 放課後や週末等の居場所づくりの推進

【実施事業】

「なんでも体験クラブ」		継続
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	<p>地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる、放課後や週末等の居場所づくりを推進していきます。</p> <p>沖釣り体験、森林教室等を開催しています。</p>	
今後の方針	<p>子どもたち個々では、体験できないことをみんなで楽しく体験する機会を提供し、参加児童のスポーツ少年団活動や学校行事等との日程調整を行いながら、拡大を図り継続していきます。</p>	

② 様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取り組み

【実施事業】

「子ども会交流会」		継続
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	<p>スキーを通じ、集団行動の大切さを体得する機会を提供し、児童健全育成に取り組めます。</p> <p>村内の会員が村外スキー場や移動車中において会員交流を図りました。</p> <p>平成 20 年度実績 44 名</p>	
今後の方針	<p>今後も継続し、事業内容の充実を図るとともに、指導する大人の育成に努めます。</p>	

「冬季宿泊体験」		終了
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	<p>管内9市町村の小中学生が諸活動を通じ交流できる機会の提供を行い、児童の健全育成に取り組んでいましたが、平成 18 年度をもって事業を終了いたしました。</p>	

「青函トンネル夢と友情の旅」		終了
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	渡島支庁管内の子どもたちと交流、交通機関の利用、各種施設におけるマナーの体験できる機会を提供し、児童健全育成に取り組んでいましたが、平成17年度をもって事業を終了いたしました。	

③ 地域世代間交流の推進

【実施事業】

世代間交流事業		継続
担 当 課	教育委員会 住民課	
事 業 概 要	地域の高齢者に地域の子育て支援に参画していただき、小学校の収穫祭への老人クラブ会員の招待、老人クラブ会員の保育所訪問など世代間交流を進めながら子育て支援を進めます。	
今後の方針	今後に向け、保育所、学校等の各種関連施設の連携・調整を進めるとともに、地域における人材の確保に努め、世代間交流の促進を図ります。	

(2) 母親並びに乳児および幼児の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、安心して子どもを産みゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理、指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取り組みを推進します。

1) 子どもや母親の健康の確保

① 乳幼健診、新生児訪問、保健指導等の充実

【実施事業】

乳幼児健康診断事業		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	子どもの健康な発達を維持・促進させるため、医師による健康診査と併せて、保健・栄養・歯科指導を年6回実施することにより、異常の早期発見並びに発達に応じた総合的な助言・指導を行います。	
今後の方針	今後も継続して、内科健診、栄養・育児相談などを実施し、保護者が乳幼児の発育・発達の確認、疾病の早期発見に努め、子どもの心身の状態を正しく知り、子どもの発達に応じた養育方法を学び、実践できるように、乳幼児健診のきめ細やかな実施と受診率の向上、親の育児不安に関する助言と支援を図ります。 また、ボランティアの協力によりブックスタート事業を実施します。	

育児教室（ほしっこくらぶ）		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	保育所に入所していない乳幼児とその保護者を対象に、月1回親子で一緒に遊んだり、親同士で交流したりすることで、育児不安やストレスの軽減を図ります。また、2か月に1度、ボランティアの協力による絵本の読み聞かせや手遊びを実施します。	
今後の方針	今後も継続して、育児ボランティアさんの協力のもと、親子で楽しむことのできる教室の開催を推進します。また、よみきかせサークルによる手遊び等も含め、教室への参加を進めていきます。	

新生児訪問		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	全新生児を対象に、新生児の発育や栄養・育児環境の助言を通じて産後の母の身体的・精神的安定を図り、新生児の健やかな発育を促します。	
今後の方針	今後も継続して、発達チェック、育児状況の評価・母子の身体状況の確認を行い、育児不安の解消に努め、母子の健康の充実を図ります。	

乳幼児訪問		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	心身の発達に不安のある児と保護者に対し、発達の確認や親支援のための訪問指導を行い、子ども発達支援センターや専門職の紹介、関係機関との連絡調整を行います。	
今後の方針	今後も継続して、必要に応じて、検診後のフォローや相談を、訪問により実施し、育児不安の解消に努め充実を図ります。	

② 障害児療育の充実

【実施事業】

障害児療育		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>障害のある児とその親、発達に不安のある児とその親を対象に、児が心身ともにすこやかに成長ができるように、旭川児童相談所による巡回相談で、育児や発達障害についての相談や、いじめの相談などを実施します。</p> <p>また、子ども発達支援センターと連携を図りながら、適切な地域の療育環境の整備を行います。</p>	
今後の方針	今後も継続して、児の発達や身体状況の確認、家族支援、専門職種・関係機関との調整を図り、地域で生活できるよう療育体制の推進を図ります。	

③ 妊娠期から継続した支援体制の整備

【実施事業】

妊産婦訪問		継続
担当課	住民課	
事業概要	<p>妊娠期に健康管理、出産に向けての準備等の相談により、安心して出産ができるように、訪問指導を行います。</p> <p>また、新生児の発育や栄養・育児環境の助言とともに産後の母の身体的・精神的安定を図り、母の健康的な育児を促します。</p>	
今後の方針	<p>今後も継続して、妊産婦への関わりを深め、出産不安の解消や育児支援に努め、充実を図ります。</p>	

母子健康手帳の交付		継続
	住民課	
事業概要	<p>妊娠届出者への母子手帳の交付により妊娠初期からの自己管理と健康維持を図り、相談指導を行います</p>	
今後の方針	<p>今後も継続して、妊娠中からの健康管理の記録のため、妊婦の不安解消、安心して生活や出産に望めるように支援して行きます。</p>	

プレママ健診費補助		継続
	住民課	
事業概要	<p>健康診査 15 回分、各 1 万円を限度として助成し、安心して出産できる環境を支援します。健康診査による異常の早期発見・早期治療を目的とし、肝炎などの母子感染、貧血・妊娠中毒症を予防します。また、申請の機会を活用し母親の身体的・精神的状況を見守ります。</p>	
今後の方針	<p>今後も継続して、妊娠中から、健康管理を把握し、安心して出産に望めるように支援していきます。</p>	

④ 子どもの事故予防のための啓発

【実施事業】

育児教室		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>「事故防止、救急法」をテーマとして、誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための話や実技指導を行います。</p> <p>また、月1回開催する「ほしっこくらぶ」の中で、親子で一緒に遊んだり、親同士で交流し、その中から自己防止に向けた話し合いや、相談支援を行います。</p>	
今後の方針	<p>今後も継続して、保育士や医療機関等と連携し、子どもの事故予防に向けた啓発活動を推進します。</p>	

⑤ 歯科指導の充実

【実施事業】

乳幼児歯科検診事業		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>乳幼児が、定期的に歯科検診及びフッ素塗布（フッ素を乳歯に塗布することにより、乳歯の歯質を強化し虫歯を予防します）を受け、さらに歯科保健指導を保護者とともに行うことにより、う歯の進行、拡大を予防する方法がわかり実行できるよう、助言・指導を行います。</p> <p>1歳から就学前の児童を対象に年2回実施します。</p>	
今後の方針	<p>今後も継続して、保護者の歯科保健に対する関心を高め、むし歯予防の重要性を理解し、予防行動を行うことができるよう、また子どもがむし歯予防の必要性を感じ、自らはみがきを行うことができるように保育所と連携を取り、乳幼児歯科検診のきめ細やかな実施と、受診率の向上を目指します。</p>	

⑥ 予防接種の充実

【実施事業】

予防接種		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>予防接種法及び結核予防法に基づき、乳幼児及び児童生徒に対し、病気の感染を予防し、子どもがすこやかに成長できるよう予防接種を行います。</p> <p>また、1歳以上の住民を対象とした任意接種のインフルエンザ予防接種は、薬剤費程度の負担で接種を可能として、医療機関で接種を受けるよりも接種費用の負担を軽減し、希望者の集団方式で行うことにより、その流行を防止します。</p>	
今後の方針	<p>今後も継続して、予防接種健康被害に最善の注意をはらい、保健師への事前相談を充実させ、親子が不安を持たないで接種できる体制づくりを推進します。また、乳幼児へのインフルエンザ予防接種を任意で実施します。</p>	

2) 「食育」の推進

① 発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供

【実施事業】

育児教室		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	乳幼児期の発達段階に応じた「栄養」をテーマとして、話や調理実習を行います。 月1回親子で一緒に遊んだり、親同士で交流したりすることで、育児不安やストレスの軽減を図ります。また、2か月に1度、ボランティアの協力による絵本の読み聞かせや手遊びを行います。	
今後の方針	今後も継続し、発育のリズムに合わせた食事をしている児の増加、母乳栄養者の増加の推進に努めます。	

3) 思春期保健対策の充実

① 薬物に関する教育

【実施事業】

薬物乱用防止教育		継続
担 当 課	教育委員会 学校教育係	
事 業 概 要	学級活動や児童会、生徒会による啓発活動や、薬物乱用防止啓発用チラシの配布により薬物乱用防止に関する意識の高揚を推進します。	
今後の方針	今後も継続して、薬物に関する正しい知識の普及啓発を推進し、望ましい行動選択ができるよう保健学習の充実を図ります。	

4) 小児医療の充実

① 小児医療の充実

【実施事業】

小児医療体制の整備		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実を図るため、村立初山別診療所との連携を図ります。 また、各種事業を通して、診療所の協力を得ながら、小児医療の充実を推進します。	
今後の方針	今後も、村立初山別診療所と連携を図り、小児医療の充実を推進します。	

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、さまざまな支援体制の充実を推進します。

学校・家庭・地域等、地域資源のネットワークにより、子どもを育てる喜びを実感できる仕組み作りを推進するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力の向上を推進します。

1) 次代の親の育成

① 人権尊重教育の充実

【実施事業】

人権尊重教育		継続
担 当 課	教育委員会 学校教育係	
事 業 概 要	男女平等、いじめ問題等の様々な人権問題の解消を目的とした教育や、いじめ・不登校対策会議の開催を行い、児童の健全育成を図ります。	
今後の方針	今後も継続して、男女が協力して家庭を築くこと、いじめによる不登校等の人権問題に対して、教育委員会と各学校が連絡調整を図り、教育・啓発を進めます。	

② 中学生の幼児ふれあい体験

【実施事業】

中学生乳幼児ふれあい体験		継続
担 当 課	教育委員会 住民課	
事 業 概 要	村内の中学生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所を活用し乳幼児とふれあう機会を広げます。総合的な学習の時間「職業体験」において実施します。	
今後の方針	今後も継続して、村内の中学生が保育所に行き、保育士、園児と交流を深める環境づくりを推進します。	

2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

① 確かな学力の向上

【実施事業】

教育用コンピュータ整備事業		継続
担 当 課	教育委員会 学校教育係	
事 業 概 要	情報化の進展に対応し、情報活用能力を育成するため小中学校に新たなコンピュータ整備を図ります。	
今後の方針	パソコン機器の計画的な導入整備により、今後、情報化社会に対応できる児童の育成に努めます。	

ALT派遣事業（英語指導助手）		継続
担当課	教育委員会 学校教育係	
事業概要	語学力を養うため、留萌教育局・ALT派遣事業を利用し、ALTの派遣を行い、英語教育の充実を図ります。	
今後の方針	今後も継続し、外国人講師を招き英語を通じて海外への理解や興味を持たせ、豊かな心を育てていく方向に努めます。	

② 豊かな心の育成

【実施事業】

小学校社会科副読本の作成		継続
担当課	教育委員会 学校教育係	
事業概要	小学生に郷土の伝統ある文化、偉大な先人の業績等に次の目を向けさせるため副読本を作成し、平成17年度より、3・4年生の社会科の授業で使用しています。	
今後の方針	小学生に郷土への誇りと愛情を育て、豊かな心を育てていく方向に努めます。	

道徳教育の充実		継続
担当課	教育委員会 学校教育係	
事業概要	道徳教育の時間を確保し、心の教育を行います。	
今後の方針	今後も継続し、豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。	

教育相談員の設置		継続
担当課	教育委員会 学校教育係	
事業概要	いじめ、不登校、問題行動、児童生徒の健全育成を図るため教育相談員を設置します。	
今後の方針	今後も継続し、道機関との連携による保護者、対象児童・生徒への心のケアを実施し、専門的な相談体制を強化します。	

③ 健やかな体の育成

【実施事業】

体育授業の充実		継続
担当課	教育委員会 学校教育係	
事業概要	スポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、学校におけるスポーツ環境全般、体育授業の充実を図ります。	
今後の方針	今後も継続して、地域との連携を進め、学校におけるスポーツ環境全般を充実させます。	

子ども水泳教室の充実		継続
担 当 課	教育委員会 学校教育係	
事 業 概 要	児童生徒に対し、水泳教室を開催し泳法指導等を行い、体力の向上、水泳技術の向上を図ります。 平成 21 年度実績 12 名（夏休み期間を利用）	
今後の方針	今後も継続して、体力・技術の向上を図るとともに、水泳教室の充実に努めます。	

スポーツ少年団本部への支援		継続
担 当 課	教育委員会 学校教育係	
事 業 概 要	部活動推進に必要な諸支援を実施し、スポーツ少年団の積極的な活動を支援します。 村より補助金助成実績 平成 21 年度 247 千円	
今後の方針	今後も継続して、スポーツ少年団が安全かつ伸び伸びと活動できるような環境づくりに配慮するとともに、村内におけるスポーツ施設や関連施設の有効活用を図れるよう努めます。	

④ 信頼される学校づくり

【実施事業】

児童生徒の安全管理		継続
担 当 課	教育委員会 学校教育係	
事 業 概 要	児童生徒の安全確保に関し、校内校外生活等の指導を行います。	
今後の方針	今後も継続して、学校及び校外において、児童生徒が安心して教育・生活ができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に推進します。	

学校評議員制度の活用		継続
担 当 課	教育委員会 学校教育係	
事 業 概 要	学校評議委員を委嘱し、地域に開かれた学校運営を実践します。 初山別小学校及び初山別中学校に各 3 名を委嘱。	
今後の方針	今後も継続して、地域及び家庭と学校の連携・協力を図り、地域の実情に応じた特色ある教育活動を活発に展開し、学校教育の向上を図ります。	

就学援助の実施		継続
担 当 課	教育委員会 学校教育係	
事 業 概 要	経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に就学援助費を扶助します。	
今後の方針	今後も継続して、就学困難な児童生徒の保護者に対して、現状を把握しつつ、総合的な支援を実施して行きます。	

⑤ その他

【実施事業】

奨学資金の貸与		継続
担 当 課	教育委員会 総務係	
事 業 概 要	高等学校・大学に進学する者に奨学資金を貸与し、人材の育成を図ります。	
今後の方針	今後も継続して、人材の育成を図り、就学意欲のある児童に対し、奨学資金の貸与を推進して行きます。	

3) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

【実施事業】

子育て講演会		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	子育て中の親や子育てに関わる方の意識の向上を図るため、子育て親育ちに有益な講師を招いて講演会を行います。	
今後の方針	今後も継続して、育児の悩みや心配事を解消すべく、年1回子育て親育ちに関する講演会を行い、母と子の健やかな育ち、不安や悩みの軽減、家庭教育等に関する情報の提供を推進します。	

ファミリー映画会		継続
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	親子一緒に鑑賞できるファンタジー映画の上映を行います。 平成20年度実績 140名	
今後の方針	今後も継続して、映画鑑賞会を開催し、親子で楽しむことができる機会の提供に努めます。	

ブックスタート事業		継続
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	乳幼児健診時に参加した親子に絵本に言葉を添えて手渡し、絵本を介した楽しい時間を提供します。 また、読み聞かせボランティアの養成を推進します。 平成20年度実績 2回8組	
今後の方針	今後も継続して、保護者に「赤ちゃんと絵本を開くときの楽しさや大切さ」や「地域ぐるみで子育てを応援しています」といったメッセージを伝え、肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす運動を推進して行きます。	

絵本の読み聞かせ		継続
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	保育園児以上の子どもたちに、育児教室（保健事業）の際に絵本を読み聞かせ、子どもたちに本の楽しさを理解してもらい、絵本を介した楽しい時間を提供します。	
今後の方針	今後、ブックスタート事業と平行して、子どもたちへの読み聞かせ普及を推進します	

親子ふれあい教室（陶芸・料理）		継続
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	親子が一つの作業を共同して行い、親子の絆を深めることを目的とした教室を開催します。 平成 20 年度実績 陶芸 4 組、料理 4 組	
今後の方針	今後も継続して、陶芸・料理等のふれあい教室を開催し、親子の絆、ものをつくる楽しさ、共同作業の大切さ等を子どもたち及び保護者の方に認識していただきながら、親子で楽しむことができる機会の提供に努めます。	

② その他

【実施事業】

「おはなし会」活動支援		継続
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	村内の乳幼児に絵本を読み聞かせるおはなし会「ぼっかぼか」への学習機会の提供を行います。 読み聞かせ、指人形等材料費(消耗品購入)を一部助成しています。	
今後の方針	今後も継続して、「おはなし会」の活動支援を行い、ボランティアの育成に努めて行きます。	

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適に生活を送れるよう、安心してのびのびと活動ができる総合的なまちづくりを推進します。

1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 交通安全教育の実施

【実施事業】

交通安全教育		継続
担 当 課	総務課 教育委員会	
事 業 概 要	交通安全協会・PTA・警察など一体となり、学校や保育所はもとより地域の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。 交通安全教室の開催、街頭交通指導の推進、パトロール車の運行、啓発資材の配布等を行います。	
今後の方針	今後も継続して、交通安全協会・PTA・警察など一体となって、交通安全教室や街頭交通指導などを推進して行きます。	

2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

① 犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取り組み

【実施事業】

看板の設置		終了
担 当 課	教育委員会 社会教育係	
事 業 概 要	「地域で守ろう青少年」標語入り看板を交流センターに設置し、地域における子どもへの見守り強化に努めていましたが、留萌地区広域補導連絡協議会解散につき看板を撤去しました。	

村防犯協会への支援		継続
担 当 課	総務課	
事 業 概 要	地域の安全を推進している防犯協会を推進します。 パトロール車の運行や啓発資材の配付等を行います。	
今後の方針	今後も継続し、地域から犯罪をなくすため、防犯パトロールの実施などの拡充を支援していきます。	

「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援		継続
担 当 課	教育委員会	
事 業 概 要	子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である、「子ども110番の家」等のボランティア活動を支援します。 「子ども110番の家」設置数 38箇所	
今後の方針	今後も継続し、地域団体等との連携を強化し、防犯ボランティアの組織化を推進します。	

3) 児童虐待防止対策の充実

① 児童虐待防止対策会議の推進

【実施事業】

ささえ愛ネットワーク		継続
担 当 課	住民課 教育委員会 民生児童委員 その他	
事 業 概 要	<p>児童の権利を守り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期解決のため、関係機関・団体等との連携と相互の協力によって児童虐待防止対策の推進を図ります。</p> <p>平成21年3月に要綱を設置後、平成21年9月に各関係機関に趣旨説明し、参加要請及び受諾確認を行いました。</p>	
今後の方針	<p>児童虐待に関する関係機関・団体等との情報交換及び連携・協力のもと、児童の虐待防止及び健全育成に努めます。又、対策会議は必要に応じて旭川児童相談所、留萌保健福祉事務所、羽幌警察署に臨席を求め、意見や助言を得ながら事業を推進します。</p> <p>今後、設立総会を開催し、関係機関の意思疎通を図り、府幸な事態の予防と見守りを通して、子どもが健やかな生活を送る手立てを検討していきます。</p>	

4) 母子家庭等の自立支援の推進

① 福祉サービス等利用に際しての配慮

【実施事業】

母子福祉貸付制度		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の増進に努めます。母子、父子家庭等いわゆるひとり親世帯への様々な支援を推進します。</p> <p>また、相談を通して適切な支援を行い、初山別村社会福祉協議会において、貸付を実施しています。</p>	
今後の方針	<p>今後も継続し、ひとり親世帯への様々な支援を推進し、個々のケースに対して、これまで以上に綿密な検討と対応を協議し、健やかな暮らしと安定を図る支援を継続します。</p>	

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直しなどが必要です。国・道・関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動に努めます。

1) 仕事と子育ての両立の推進

① 保育サービスの充実

【実施事業】

へき地保育所（再掲）		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>保育サービスについては、子供の幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備します。</p> <p>近年の人口の減少から従来どおりへき地保育所での対応となりますが、就労形態の多様化、地域特性に伴い、季節ごとの地域の実状に合った時間設定を検討し、平成 18 年度より開所時間を 30 分拡大いたしました。</p>	
今後の方針	<p>個々のニーズに応じたサービス提供に努めます。</p> <p>満 1 歳からの入所に対応するためには、保育室の整備などのほか、幼児数や保育内容によって複数の職員を増員しなければならない。それに伴う財政負担も大きくなることが予想されます。保護者らの意向も参考に、検討を深めます。</p>	

② 保育サービスに関する積極的な情報提供

【実施事業】

保育サービスに関する広報活動（再掲）		継続
担 当 課	住民課	
事 業 概 要	<p>各種の子育て支援サービス等が、利用者には十分周知されるよう、積極的な情報の提供を行います。</p>	
今後の方針	<p>今後も、保育サービスについて「えんだより」等で、きめ細かな情報提供をしていきます。</p>	

③ 子育て支援及び男女共同参画関係情報提供の充実

【実施事業】

子育て支援及び男女共同参画関係情報の提供（再掲）		継続
担 当 課	教育委員会	
事 業 概 要	<p>子育て支援及び男女共同参画関係情報を各種機関・団体から寄せられる紙面等で村民に周知します。</p> <p>また、自然交流センター内ロビーにおいて、関係パンフ等の据置を行っています。</p>	
今後の方針	<p>今後も継続して、子育て支援及び男女共同参画関係情報を地域の皆さんに十分周知されるよう、ブックスタート事業等も利用し、情報提供を行います。</p>	

4. 数値目標

(1) 事業の数値目標

行動計画策定指針では、国が指定する下記事業についての目標数値を設定することが決められています。

事業名		実績	目標事業量	
		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
認可保育所	0～2 歳	人	人	人
	3～5 歳	人	人	人
特定保育		人 か所	人 か所	人 か所
延長保育事業		人 か所	人 か所	人 か所
夜間保育事業		人 か所	人 か所	人 か所
トワイライトステイ事業		人 か所	人 か所	人 か所
休日保育事業		人 か所	人 か所	人 か所
病後児保育（病児・病後児対応型）		人 か所	日 か所	日 か所
病後児保育（体調不良型）		人 か所	日 か所	日 か所
放課後児童健全育成事業		人 か所	人 か所	人 か所
放課後子ども教室		人 か所	人 か所	人 か所
一時預かり事業		人 か所	日 か所	日 か所
地域子育て支援センター事業		人 か所	人 か所	人 か所
ファミリーサポートセンター事業		人 か所	人 か所	人 か所
ショートステイ事業		人 か所	人 か所	人 か所

第4章

行動計画の推進体制

第4章 行動計画の推進体制

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、この計画は行政の役割を念頭において策定していますが、家庭、地域社会、企業・職場等子育てにかかわる各種団体等が、それぞれの立場に応じた役割分担と連携を図り、社会全体で支援していくことが重要です。

以下は、各主体における取り組みの基本的方向を示したものです。

1. 行政

村役場（住民課）は、本計画の中核的な役割を担うものであることから、この計画を総合的かつ効果的に推進するため、学識経験者や保育・教育関係者等の住民による協議会、庁内の関係各課との連携・調整を図っていきます。

また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開が必要となります。

このため、関係各課は、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うものとします。

2. 家庭

保護者は、子育てについて最も責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないよう、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

3. 地域社会

子どもは地域社会とのかかわりの中で社会性を身に付けて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるようサポートすることが必要です。

4. 企業・職場

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人々がそのような認識を深めることが大切です。

5. 各種団体

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や住民と連携し、互いに支えあいながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

～施策を推進するための体制～

地域住民

知恵や技能を活かした
幅広い支援活動

社会福祉協議会

子育て・子育てに関する
情報の収集・提供、
交流の場づくり、
ボランティアの
人材発掘・確保

民生委員・児童委員
ボランティア・
子育てサークル等

ニーズの把握
情報の提供、相談

暖かいまなざしで見守り 育てよう
子どもたちはキラキラ輝く未来の星☆



企業・事業所

職場の労務環境の
改善等

NPO 法人、保育施設、
教育関係機関等

利用者の自立支援、
利用者の保護

行政

子育て・子育て関連の
施策や事業、基盤整備

卷末資料

初山別村次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

任期2年 平成21年6月1日～平成23年5月31日まで

構成	役員名簿	氏名	備考
事業所関係			
事業主	初山別土建(株)代表取締役	麻里 隆三	
福祉関係			
初山別村 民生委員協議会	主任児童委員	立田 義勝	初山別学園長
教育関係			
学校	評議員	加藤 政子	
学校	初山別小教頭	熊倉 一弘	
教育委員会	次長	原 洋己	
保護者等			
保育所	母の会会長	土門 明美	公募
小学校	初山別小 PTA 育成部長	寺崎 ゆかり	公募
ぽっかぽか	代表	岩井 房枝	公募
ほしっこくらぶ		小川 裕美	公募
学歴経歴			
		加藤 征甫	字 千代田
事務局			
住民課	課長	荒木 隆	
保育所	所長	永井 範子	
住民課	主幹	辨開 淳美	
住民福祉衛生係	主任保健師	大水 博美	

初山別村次世代育成支援対策推進協議会

1. 策定推進協議会の設置

今期（後期）計画において前期計画策定同様に、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条に基づき、初山別村における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため初山別村次世代育成支援対策推進協議会を設置する。

協議会の委員構成は、初山別村の協議会設置要綱に基づいて 10 名以内をもって組織としており、学識経験のある者、その他村長が適当と認める者により構成されている。

（委員構成においては前頁の次世代育成支援対策推進協議会委員名簿を参照）

今期計画策定委員会については、下記の日時のとおり 2 回開催されている。

第 1 回目 平成 21 年 8 月 6 日 午前 10 時より

場所 初山別村役場 2 階会議室

第 2 回目 平成 22 年 1 月 29 日 午前 10 時より

場所 初山別村役場 2 階会議室

2. 協議会まとめ

第 1 回目開催

宮本村長より開会あいさつにて協議会が開催
役員選出にて

委員長 立田 義勝 氏

副委員長 小川 裕美 さんが選出



3. 1 回目委員会の主な内容まとめ

立田委員長が司会進行のもと、事務局の方から策定について説明する。

◇前期計画および後期計画策定方針について

事務局から、配布資料を基に前期計画の概要を伝え、その背景から後期計画策定の必要性を説明する。

また、今回の策定協議にあたり、事前にニーズ調査をおこない計画策定の基礎資料とすること、そして調査分析により得られたデータ数値は国への報告に活用することを了承願う。

◇基本理念の策定について

前期計画理念である「すくすく元気いっぱい 大地に広がる子どもの輝き 共に育もう！子育て応援地域」であったことを説明し、後期理念の制定を協議する。

次回の策定委員会において理念の候補を挙げ、制定する予定。

◇計画案の協議

今回の調査結果から各分類に分けた意見を抽出して協議する。

－子育て支援策等から－

- ・妊婦健診の対する交通費の補助
- ・家族以外のサポート体制（学童保育・放課後子ども教室等）の充実
- ・義務教育中の医療費の助成 等

－保育サービス等について－

- ・時間延長や一時預かり、年齢拡大
- ・保育所の入所年齢の引き下げ
- ・入所前の子どもの一時預かり 等

－医療体制－

- ・小児科医師の配置を要望

－環境整備－

- ・豊岬市街地への公園整備の要望。
- ・「水あそびパンツ」での、プール使用の検討 等



次回委員会において、各意見をもとに委員の意向を検討し、計画案に盛り込む予定。



4. 2回目委員会の主な内容まとめ

荒木住民課長より開会あいさつにて協議会が開催。

立田委員長が司会進行のもと、事務局の方から1回目協議について振り返り説明し、2回目の協議に入る。

事務局の方から、今期計画において調査および分析結果からまとめた数値を計画素案として盛り込み各委員に配布して説明をおこなう。

作業工程から、調査・分析をおこない、分析結果から国への目標数値報告、そして計画策定をおこない最終的に国へ計画書を提出することを説明する。

また、目標数値報告に関しては、平成21年度の衆議院選挙での政権交代により今回の次世代育成支援対策に対する方向性が変わる可能性も考えられたこともあり、最終的な報告も国の指針が定まるまで待つ形となり年度内での作業工程に幾分余裕がなくなってしまった旨を伝える。

ー調査分析結果報告ー

- ・調査結果から把握できた数値等を計画書素案としてまとめ各委員に配布して説明する。
- ・調査対象となった人、初山別村の現状、人口と世帯の推移、各家庭の就労状況や子育て支援サービスの認知度・利用度等を説明する。
- ・また国への目標数値の報告においても資料添付し、説明する。

◇基本理念の策定

ー後期基本理念ー

- ・1回目の協議において2回目開催時まで理念候補を抽出し、今回決定することとする。結果、下記の8候補の中から多数決により決定する。

- ① 強く やさしく しなやかに 共に手をとり育つ共生のまち 初山別
- ② 温もりのまち 初山別で育つこどもたち
- ③ やさしく思いやりのある強い心 たくましいからだ
- ④ 豊かな自然と暖かい人の輪 心の和 あったかい子育て 初山別
- ⑤ 暖かいまなざしで見守り 育てよう 子どもたちはキラキラ輝く未来の星☆
- ⑥ 地域・家庭が手をつなぎ広げよう！子育て支援の和 育てよう！キラキラ輝く子どもの瞳
- ⑦ 育てよう 共に手をとり たすけ愛♡ 心と心かわし愛♡ 輝く未来へ希望の明日へ
- ⑧ 育てよう！ 未来を映す こどもの瞳 広げよう！ 笑顔の子育て みんなの絆

・後期理念制定

「暖かいまなざしで見守り 育てよう 子どもたちは

キラキラ輝く未来の星☆」

字 有明

前小屋 久美子さん



◇計画案の協議

—前回協議内容から—

前回協議から他の協議内容を整理して協議をおこなう。

アンケートに書かれた意見を前回の委員会で協議し、その中で可能性があるもの、必要性が高いものを選抜して協議する。

- ・義務教育時の医療費無料化
- ・豊岬市街地への公園整備の要望（保育所跡地など）
- ・学童保育の場を設けることの要望
- ・「水遊びパンツ」での、プール使用許可

いずれも今後において改善の必要性を十分に考慮して検討していく方向。

その他、委員の方からも①安心して出産できる環境の要望や、②3歳児未満の保育料金の価格が割高のため改定③3歳未満児の入所を増やしてほしい等。を望む声もあり、今後においての検討課題とする。

今回の計画策定にあたり策定委員会を2回開催したが、計画書案を各委員に確認のうえ22年3月末日を目処に作成することとして委員会を終える。